平成 2 1 年度分 市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書 (所得税の確定申告書を提出する納税者用)

受付			
FI FI	現住所		整理番号
	平成 21 年		
新富町長殿	1月1日現在 の住所	新富町	電話番号
提出年月日	住宅借入金等 特別控除の対 象となる物件		
	の所在地		生年月日
年 月 日	フリガナ		
	氏名	印	

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限る】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入 平成	年	月	日
冶比例如平月日(任1)	増改築等 平成	年	月	日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位:円)

四門代代・旭川宗代代がり在屋で400日で個人立寺付別代観在屋供の川昇 (単位:円)								
額(平局	成19年以降の居住	1		前年分	前年分の所得税額 (税額控除前) (9			
		2		の所得	19 - 16 - 17 20 (マイナスの場合は0)			
		3		1.1	①と®のいずれか少ない 方 の 金 額			
		4		除	市町村民税・道府県民税 の住宅借入金等特別税額 控 除 見 込 額			
		(5)		0	(② - ②) 市町村民税の住宅借入金 _			
		6		算	等 特 別 税 額 控 除 額 (22 × 3/5) 道府県民税の住宅借入金			
		7			等 特 別 税 額 控 除 額 (22) × 2/5)			
⑤ .	+ 6 + 7	8		(注1	2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をし			
前年分の分割	肉 用 牛 の 売 却 価 格	9		(注2	た部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を 受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始 年月日をそれぞれ記載してください。			
	短 期 譲 渡	10						
	長 期 譲 渡	11)			2) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に			
課税	課 株式等の譲渡 ②			講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十 一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等 の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法				
の所	先 物 取 引	13			第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当 する額をいいます。			
税額	租税条約実施 特例法における 利子・配当	1 4						
	⑨から④までの合	15			総務省HP			
税 額	配当控除の額	16			整			
控 除	投資・リース 税額等控除の額	17)			登 理 欄			
8+15-16-17		18	(マイナスの場合は0)		1199			
	原額系 前課 前課 前課 ②所 ③所 ④所 所任分の分離課税等の所得税額 税額控除得(る)年税 年税 年税 得 得 ⑤ 前年分の分離課税等の所得税額 税額控除税 ディーター タリータリーに に	所額系 前課 前課 前課 前課 の額	The part of t	(マイナスの場合は10) (マイナスの場合は10) (マイナスの場合は10) (マイナスの場合は10) (マイナスの場合は10) (マイナスの場合は10) (マイナスの場合は10)	D)所得			

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分に係る記載要領を参照してください。

平成 2 1 年度分 市町村民税 住宅借入金等特別税額控除申告書 道府県民税

(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

受付印			
即	現住所		整理番号
	平成 21 年		
新富町長殿	1月1日現 在の住所	新富町	電話番号
提出年月日	住宅借入金等 特別控除の対 象となる物件 の所在地		生年月日
年 月 日	フリガナ		
	氏名	印	

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限る】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入 平成	年	月	日
冶性開如平月日(任1)	増改築等 平成	年	月	日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位:円)

税 ⑤ + ⑥ + ⑦ ⑧ 改正 内用 中の の売 却 価格 ⑨ 短期 譲渡 ⑪ (注2) 原用 中の の売 却 価格 ⑨ (注2) 原用 中の の売 却 価格 ⑩ (注2) 原用 中の の売 却 価格 ⑩ (注2) 原用 中の の売 却 価格 ⑪ (注2) 原用 中の の売 却 価格 ⑪ (注2) 原用 中の の売 却 価格 ⑪ (注2) 原										
前 報 税 山 林 所 得 税 額 ②	特別控制	余額(平)	成19年以降の居住	1		前年分	税前年分の所得税額 (税額控除前)			
要 税 山 林 所 得 全 額 ③				2		の所得	当 当 質			
記載 現 所				3		1.4-	方の金額			
② に 対 す 5		前年分課税	分の所得税の 退職所得金額	4		除	の住宅借入金等特別税額 ②			
成	_			(5)		0)	(② - ②) 市町村民税の住宅借入金			
(注 2) × 2/5)	成十			6		算	[(② × 3/5) 道府県民税の住宅借入金			
日本 1 1 1 1 1 1 1 1 1	年所			7						
大部分に係る住宅借入金等に向力の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始を乗月日をそれぞれ記載してください。 短 期 譲 渡 ⑪	得 税	得 税 ⑤ + ⑥ + ⑦		8		(注1	る場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を			
施 市 年 一	等 改 正			9		(注2	た部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控 受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住			
前の	施	年	短 期 譲 渡	10						
様式等の譲渡 ② 株式等の譲渡 ③ 上の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。 ● 根	前の	の分	長 期 譲 渡	11)			得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十分			
当額 の 所 (注 2) 先 物 取 引 (3) 無税条約実施特例法における利子・配当(9)から④までの合合 (4) 税額 控除の額(店) (5) 投資・リース 税額等控除の額(アイナスの場合はの) (7) ### 整理機構	税相	課税	株式等の譲渡	12			講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十 一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等 の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法			
注 税 租税条約実施特例法における 利子・配当 例から④までの合か 15 (4) 税額 配当 控除の額 (6) 投資・リース 税額等控除の額 (7) 型理欄	額	の所	先 物 取 引	13						
A	注	税	特例法における	14)						
額 控 投資・リース 欣 税額等控除の額 (マイナスの場合は0) 整理 欄				15			総務省H			
投資・リース		額	配当控除の額	16			istr.			
(マイケ人の場合は0)				17)			理			
8+19-10-10 [8]		8 +	- (15) - (16) - (17)	18	(マイナスの場合は0)		[]押]			

平成 2 1 年度分 市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書 (所得税の確定申告書を提出する納税者用)

受付			
f)	現住所		整理番号
	平成 21 年		
新富町長殿	1月1日現 在の住所	新富町	電話番号
提出年月日	住宅借入金等 特別控除の対 象となる物件		
	の所在地		生年月日
年 月 日	フリガナ		
	氏名	印	• •

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限る】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入 平成	年	月	日
石住州如平月 1 (注1)	増改築等 平成	年	月	日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位:円)

111m1 小1 1	町								
特別控例	·額(平月	の住宅借入金等 成19年以降の居住 額 を 除 く)	1		前年分の所税額相当	前年分の所得税額 (税額控除前)			
		分の所得税の 総 所 得 金 額	2		の所得	19 - 16 - 17 20 (マイナスの場合は0)			
		分の所得税の 山林所得金額	3		Luka	①と®のいずれか少ない 方 の 金 額 ②			
		分の所得税の 退職所得金額	4		控除額	市町村民税・道府県民税 の住宅借入金等特別税額 控 除 見 込 額			
	② に 所 得	対 す る 税 額 相 当 額	(5)		御の計	(②) - ②) 市町村民税の住宅借入金 等 特 別 税 額 控 除 額 ②			
平成十	③ に 所 得	対 す る 税 額 相 当 額	6		算	等 特 別 税 額 控 除 額 ((22 × 3/5)) 道府県民税の住宅借入金 等 特 別 税 額 控 除 額 (24)			
八 年 所	④ に 所 得	対 す る 税 額 相 当 額	7			((22 × 2/5)			
得 税 法	(5)	5 + 6 + 7			(注1	1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した増改築等をし			
等改正		肉 用 牛 の 売 却 価 格	9		た (注2) 「 得 一 の第	た部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控 受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住 年月日をそれぞれ記載してください。			
法 施 行	前年分	短期 譲渡	10						
前の所	の 分	長期 譲渡	11)			2) 「平成十八年所得稅法等改正法施行前の所得稅相当額」とは、所 得稅法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第 十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に			
得 税 相	離課税等	株式等の譲渡	12			講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十 一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等 の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法			
当 額	ずの所得	先 物 取 引	13			第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当 する額をいいます。			
注 2)	税額	租税条約実施 特例法における 利子・配当	14)						
		⑨から④までの合	15			総務省HP			
	税額控除	配当控除の額	16			整			
		投資・リース 税額等控除の額	17			登 理 欄			
8+15-16-17		18	(マイナスの場合は0)		115,8				